

名古屋市環境審議会 第3回 環境影響評価部会
会議録

- 1 開催日時
平成23年8月25日(木) 午後2時～午後4時10分
- 2 開催場所
市役所第12会議室(東庁舎1階)
- 3 出席者
 - (1) 審査委員(五十音順、敬称略)
 - 内川 尚一 (名古屋商工会議所理事・企画振興部長)
 - 香坂 玲 (名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授)
 - 河野 義信 (社団法人中部経済連合会産業技術部長)
 - 豊島 明子 (南山大学大学院法務研究科准教授)
 - 鳥居 憲一 (公募委員)
 - 原田 彰好 (愛知県弁護士会)
 - 福井 清 (公募委員)
 - 吉久 光一 (名城大学理工学部建築学科教授)

計8名

- (2) 事務局 地域環境対策部長始め7名
 - (3) 傍聴者 2名
- 4 議事及び意見等の要旨

事務局が、今回の部会の出席者が8名であり、部会が成立していることを確認した。また、本日のスケジュールについて簡単に説明した。

議題1：環境影響評価制度のあり方について
ア より早い段階での環境配慮制度について

[部会長] 環境影響評価制度のあり方について、より早い段階での環境配慮制度について資料が用意されていますので、まず、国の配慮書の制度について、事務局より資料の説明をお願いします。

[事務局] (参考資料1について説明)

[部会長] ご質問ご意見等がありますでしょうか。

[委員] 上位計画については、我が国では対象としないということですが、他の国では、例えば、廃棄物や鉄道などの基本計画の際に、上位計画のSEAが実施されるということですか。

[事務局] 参考資料1の1頁に、諸外国での状況というところがあります。国によって制度は様々ですが、上位計画の部分を対象にしている国もあるということです。今回の日本の法律の改正では、上位計画ではなく個別事業の計画段階の部分をやっていただくという状況です。

[委員] 都市計画のマスタープランなどは、名古屋市でも当然意見を聴いていると思いますが、それをもって戦略的な公開を行ったことにすることは駄目なのですか。きちんとした意見として聴いていないから、戦略的アセスというものではないということですか。

[事務局] アセスメントですので、計画に対して調査、予測、評価をしなくてはならないという点でパブリックコメントとは違います。

[委員] 2頁(3)配慮書の送付等というところで、「第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに主務大臣に送付する。」とあります。ダムなどは環境アセスにかかると思いますが、国土交通省に出すことになるので、自分のところがやるものは自分のところを出して、更に環境大臣に送付して意見を聴くというイメージになるのですね。

[事務局] そうです。

[委員] 6頁の計画段階配慮書の手続きに係る事項というところで、「事業の種類、特性等に応じた柔軟な制度とすることが適当」と書いてあるのですが、そのことは、調査、予測及び評価の手法のところの、「複数案の検討ができるような柔軟な制度にすべき」と書いてあることに繋がっているということですか。

[事務局] それぞれの事業に応じてやれることが違うので、事業ごとに柔軟に考えていきたいと思います。

[委員] 第一種事業を対象にするのですけれど、その中でも事業の種類ごとに少しやり方を変えていきたいと思いますということが議論されていたのですか。

[事務局] どの事業でどういうふうにするかということは、具体的にはまだ明らかになっていないものから、この場では説明ができません。

[事務局] 補足しますと、中央環境審議会での制度の枠組みを決める議論においては、今の事業アセスのように細かいものまで決めると逆に形骸化してしまうという話の中で、ダムや発電所などの事業ごとに出来ることをやるということになっています。具体的には、今、法律の全事業に係る基本的事項が、環境省を中心に検討されています。基本的事項が固まると、その次に、事業ごとの主務官庁が省令をたてて、事業ごとの具体的なことを決めます。時期としては、基本的事項が今年度末ぐらいと言っていますので、事業ごとのものは来年度の前半ぐらいに明らかになるのではないかと思います。

[委員] 6頁の調査、予測及び評価の手法の一番下に、「環境面の影響のみの評価を行う。」とあります。複数の検討をして、評価は後から出て来るのですが、環境にはいいけれど費用が高くて非現実的というものもあって、経済性も考えたら2番目ないしは3番目の案になるという、役割分担をしているということではないのですか。

[事務局] 当然、計画としては総合的な面から見ないといけないけれども、環境影響評価の手続きの中の議論としては、環境面での影響の評価のみに限った方がいいということです。

[委員] ですから、それがイコール事業の方向性という訳ではないのですか。

[事務局] 結論はそういうことです。

[部会長] 「なお、事業計画の決定にあたっては、環境面の影響についての評価のほか、事業の必要性、経済性、社会性も含めた総合的な評価が行われる」と書いてあります。これから名古屋市の制度について説明してもらいますが、また戻るかもしれませんが、その時にまたご意見いただければと思います。続きまして資料について説明をお願いします。

[事務局] (資料に基づいて説明)

[部会長] 法律の検討内容も踏まえての名古屋市の制度ということですが、忌憚のないご意見をお願いします。

[委員] 「快適環境の保全と創造」とはどういう内容になりますか。

[事務局] 事前配慮指針の中に、「自然環境の保全」、「生活環境の保全」、「快適環境の保全と創造」、「環境負荷の低減」という4つの項目があります。今、ご質問があったのが「快適環境の保全と創造」ということですが、ここには「人と自然との触れ合い」などがありますが、こうした観点も事前配慮の中身として検討していただくということです。

[委員] 保全はわかりますが、創造というのは、現状を変更していくということですね。

[事務局] 創造というのは、更に作り上げていくということを意味しています。

[委員] 配慮書では複数案が出て、その中で、ひとつ最終的に判断された案として方法書で提出されるということになるのですか。

- [事務局] そういう想定です。配慮書の中では、A案、B案、C案などの複数案をお出しいただいて、それを比較検討します。その後、事業計画を概ね特定した後に方法書で、詳細な調査、予測、評価の方法を述べていくということです。
- [委員] 参考資料1の6頁で、地方公共団体及び国の役割というところがありますが、地方公共団体の役割は、どういったところにあるのですか。
- [事務局] 国と名古屋市の制度は違いますが、条例の中では市長の意見という形で関わっていくことになると思います。細かいところについては、国の検討状況によるということになりますが、市長として、複数案出されたそれぞれの案について、環境配慮が適正かどうか、その後の事業計画の特定において参考としていただけるような意見を述べていくと思います。
- [委員] そうしますと、意見は事前配慮指針の項目に則って述べられることになるのですか。
- [事務局] 事前配慮指針も必要になってくるかと思いますが、技術指針に定めている環境項目24項目についての比較検討を行うことが配慮書の中身のひとつになっていますので、比較検討されたものに対して意見を言うことになると思います。
- [部会長] 事前配慮指針は現行のものを書き換えるのですか。
- [事務局] 配慮書制度が導入されたら整理していくものと思っています。指針の具体的な内容は、審査会で検討していくこととなります。
- [委員] 複数案の比較検討ですが、土地の複数案の比較検討ができない場合は、その理由を記載すればいいという趣旨に読めます。特に民間の場合は、利用すべき土地は1か所です。そこは事前買収を終えている場合が多くて、他の土地を持っていないので比較検討出来ないとなると、これは、ほとんど意味がなくなるのではないかと思います。そうすると、やるとするとゼロ・オプションとの比較検討だけですが、例えば、高層マンションをつくる事業がアセス対象であって、他の土地は利用権がないのでここしかないとなった場合に、ゼロ・オプションとの比較検討が、それをやらないと利益が上がりませんというような程度になってくると、実際にこの制度は存在意義があるのかなと思うのですが、その辺りはどうでしょう。
- [事務局] 資料では、国と同じような制度を名古屋市に持ってきたらこうなるだろうということを示しています。ただ、ご指摘のように、民間事業などでは土地の複数案は基本的に無理でしょうし、ゼロ・オプションも実際にはなかなか難しいと考えています。そうなった時に、この制度の中で、3番目に書いてある施設の位置、規模、形状の複数案を出すことに価値があるのかということは、私どもも危惧しているところです。手続きも長くなってきますし、色々な人の意見をお聞きしたいと思っています。しかし、この手続きを行うことで市民の方にも環境にも良くなるということですので、考えていく必要があるかなと思っています。
- [委員] 千葉県などでは、事業目標を他の施策等で達成可能な時はゼロ・オプションの設定が望ましいと言っているのですが、それは市民がゼロ・オプションをみて、議論が深められるから「望ましい」と言っているのですか。そもそも他の事業目標で達成可能であるならばそれを最初からやってくださいとか、コストがかかるような場合には書くにしても、ゼロ・オプションをやらないのですかという意見が沢山出てしまうような時には、どうするのですか。
- [事務局] ゼロ・オプションが一番書きやすいのは公共事業だと思います。環境局でも、工場をつくる時には何らかの理由があるので、ゼロ・オプションは使いやすいと思います。民間事業は営利目的でやられますので、ゼロ・オプションは難しいと思います。
- [委員] ゼロ・オプションについては、国においても、なかなか難しいのではないかと、適当ではないのではないかと議論がされていたと思います。ここにあってこれを持ってきたということですが、考え方としては難しいと思います。大臣はゼロ・オプションについて、「それが現実的である場合や、他の施策との組み合わせによってなしうる場合については、事業の種類によっては、事業者自らが複数案に含めていくことは、あり得る。」と言っていますけれども、「それを義務付けした場合には、かえって選択肢を狭めることになって適当ではない」ということも言っています。
- [事務局] 8月11日に開催された第3回の国の基本的事項の検討委員会の中でも計画段階での配慮書の説明がされています。資料としてはお配りしていませんが、複数案の設定については、委員から、「複数案の中にゼロ・オプションを含める形で考えるべき。」という意見も述べられています。国会の審議では、「それが現実的である場合や他の施策との組み合わせにより設定し

うる場合にあり得る。」と述べていまして、ゼロ・オプションの義務付けまでは難しいけれども、出来るのであればやっってくださいというスタンスで考えているようです。名古屋市としては、あえてゼロ・オプションを示しましたが、難しいということも当然ありますので、事業の必要性についての理由や経緯を説明していただく内容の配慮書にしていただけたいという案です。

[委員] 結局、複数案の検討のところは、2番目の矢印に行くことが多いと思います。土地の複数案については、できればこちらがいいけれど高いとか、売ってくれないということがあると思います。ゼロ・オプションについては、何かしらの事業を行えば、影響は少なからず出ると思いますし、それを一般の方が見たら「やるな」ということになりかねない。3番目の施工方法とか、方法論の中であれば、どちらかということこちらがいいということはあると思います。

参考資料2の1頁目に実績として埼玉で5事例、東京で3事例、京都で15事例上がっていますが、この中にゼロ・オプションとの比較や土地の複数案の比較は出てきているのですか。

[事務局] 京都市の事例では、庁舎の改築、学校の校舎の新築といった公共事業の事例が多かったのですが、例えば、庁舎の改築において、駐車場の位置を敷地内の地下にするのか、あるいは敷地外かという場所の比較検討をした事例がありました。京都市においては、ゼロ・オプションは「望ましい」ということで、可能であれば複数案の中に含めるということですが、庁舎の改築については、ゼロ・オプションは書いてありませんでした。

[委員] 書いておく意味はあって、なくてもいいという議論にはならないかも知れませんが、結果的に下の矢印に行くかもしれないということですね。

[事務局] できれば、ゼロ・オプションとの比較をしていただきたいと思っています。事業を行えば環境影響が生じるというのは、ご指摘の通りですが、例えば、道路の建設計画をたてる際には、周辺道路の渋滞などの理由があると思います。渋滞解消の為に道路をつくるのですが、これをつくらなかった場合には、渋滞は解消されませんから、他の所での環境影響は残る、あるいは悪化します。他の事例ですと、ごみの処理施設を作らなかったら、ごみは焼却できずに最終処分場に行くことになります。そういう、他の所での環境影響が想定されるということも、ゼロ・オプションとして出しうるのかなと思います。

[委員] 後者の話は、違う所につくるのですから、その場所における影響は何がしか出ますね。

[部会長] どちらの環境負荷が大きいかということですね。

[事務局] 国においても、比較検討は総合的に考えて行うとコメントされています。

[委員] 結局、事業を行うかどうかは、それを行うことによって経済的に事業者が儲かるとか交通網がよくなるか、環境影響以外の理由によるのではないですか。

[部会長] 道路の交通渋滞については、騒音や大気汚染などが軽減されるということがない訳ではありません。

[委員] ゼロ・オプションは、必ず制度として維持していただきたいと思っています。効果がどのようになるかは別として、理念として残していただきたい。道路をつくる場合と民間の営利事業の場合は違うかも知れませんが、人間活動に関して自然への環境負荷がかかるのは一緒です。去年のCOP10の理念にしても、どの程度成熟しているかわかりませんが、人間活動と自然環境なり地球環境との調和という観点からすると、人間活動による影響は出来るだけ低減しなくてはならない時期だろうと思います。環境に対する利益と経済的な利益とを比較した場合、経済的利益は環境的利益よりも劣るというのが、憲法上の位置付けになっていると思います。名古屋市が環境都市として発展するときの理念として、ゼロ・オプションを位置付け、実際の配慮書の記載の仕方を工夫していただいて、事業者が、環境影響が起こることについてどのように考えるのかを文書に記載するよう技術的配慮をしていただくのかなと思います。

また、事業を実施しない場合に今の環境がそのまま残ることは、ひとつの価値だと思います。環境を悪化させることは将来世代の負の遺産を増やしていくことになりますから、地球規模での環境影響を考えた時には、何もしないことが望ましい方向だという気がしますし、そういう決断なり意識を文章で公表した事業者については、それなりの評価が与えられるべきだと思います。

[事務局] 配慮書の制度が実際にどのように動くのかについては、これからの話だと思いますが、ゼロ・オプションについては理念として入れて、できるだけ比較していただけるような工夫を指針などの中で示していきたいと思います。

[部会長] 複数案の i と ii については、やれない事業は仕方がないが、その時はそれなりに理由を書きなさい。iii については、例えば、高層マンションだったら日影の問題があるから同じ敷地内で少し南にずらすとか階数を減らすなどが出来ると思います。

[委員] 複数案やゼロ・オプションとの比較検討については、出来ない場合に理由を書けばいいというのではなく、出来るだけ逃げないような方向でやっていただきたいと思います。事業者が環境へ影響を与えるというのはひとつの社会的な責任があると思います。自分達は、ここしか土地がないから複数案の比較検討できないというのはあまりよろしくないと思います。

[委員] 環境第一でやるべきだということは、理念的にはその通りだと思いますが、現実とどのように調和していくのかということも考える必要があります。例えば、駅前に高層ビルを作る時、駅前地区は都市計画上の商業業務地ですから、集積を高めてくださいという市の指針があり、民間事業者は土地を持っていればそれに合せて建物を建てます。環境アセスは、この事業が環境とどう調和していくのかということを考えていくことだと思います。

複数案の検討については、この3つの中で、複数案が出てれば、これは検討すべきと思います。道路などでは、どこを通すかという複数案の検討が出来ると思います。民間の場合には、複数案はなかなか難しいところがありますが、3番は、当然その辺りの事は出て来ると思います。複数案の検討をするということは大切な話だと思うので、そこはそこで活かしていただけたいと思います。

[委員] 市民からの意見と市長からの意見が出る訳ですが、事業者はどちらを重く見るのですか。審査会を経て出てきた市長の意見の方が妥当であるとか、それに否定的な市民の意見は駄目だとか。事業者はどちらを取るのですか。

[事務局] 市長の意見と市民の意見に対しては、優劣をつけるものではないと思います。事業者は、市民意見に対しての見解も市長意見に対しての見解も述べます。

[部会長] 市民意見は審査会で披露されて、それを汲みとって審査会は答申を出しその答申が市長の意見になるので、市民意見も実際は審査会にかかっています。

[事務局] 既存の手続きの中でも、方法書などに対しては、市民の意見を聴き、また、市長も意見を出します。条例の言葉としては、市長が事業者に対して述べた意見については、事業者はそれを「勘案」し、市民の意見は「配意」することになっていますので、条例の仕組みとしては市長の意見により重きを置いています。市民意見は100人いたら100とおりの意見があって、それをすべて集めるという形をとりますが、市長意見については、市民意見を踏まえうたえひとつの意見として出しますので、差をつけています。配慮書についてどうするかは、事務局の考え方をまだ示していません。

[委員] 資料の1頁目に「留意」という言葉が使われているのですが、これはどういうキーワードですか。法律的には、義務付けないのでなければ「尊重」というのが一番厳しいと思うのですが、そこまではいかないというニュアンスなのかなと理解したのですけれども。

[事務局] 具体的に、条例上でどのように規定するのか、今の方法書と同じような言葉を使うのか違う言葉にするのかということは、答申案を議論する際に書かせていただくことになるかと思っています。この資料の中では、今まで事業計画は事業者が自らの内部で検討して決めてきましたが、これからは環境保全上の市民意見や市長意見を聴いて、事業計画に反映する仕組みにしたいということです。

[委員] これは、今やられているパブリックコメントみたいなものですね。方法書では、複数案をひとつの計画に決定することと同時に、配慮書で出された意見に対しては、一問一答のような形式で答えるやり方がいいと思いますが、それでいいでしょうか。

[事務局] それぞれの意見に対して、見解をつけていただくことを考えています。

[部会長] 複数案からひとつを選んで方法書に進む時には、市長意見で決まるのですか。

[事務局] 市長意見として、例えば「B案が望ましい」というような意見は出しにくいのではないかなと思います。それぞれの案に対する保全上の配慮が適切であるかどうかの意見を、それぞれの案に対して付けていくということになると思います。

[委員] 例えば、1、2、3の3つの案が出たとして、数字が小さい案ほど環境影響は小さいけれど、経済合理性については数の大きい方が良かった場合、事業者は1、2に対する市民意見と市長意見には見解を書きますが、結局は3になると思います。参考資料1にもありましたが、事業計

画の決定にあたっては環境影響だけではなくて、経済性、社会性等を踏まえて決定することになっていきますので、環境を第一に考えるという事は正論で、環境影響がなければそれに越したことはないし、同じ経済性であれば環境負荷の小さい方に行くとは思いますが、結局行きつく先はあまり変わらないような気がします。

[委員] 私も、ゼロ・オプションについては、是非やっていただきたいと思います。時代の推移の中で、事業は環境問題を基本的に据えて考えなければ成り立たない時代になってきたと思いますし、今回の法改正は、時代の推移を見ながらの事だと思っております。更に環境の保全を推進するために、制度の対象となる事業についても、範囲、規模を再度検討していただきたいと思っております。また、その規模に入らないものに対する問題をどのように考えていくかということも、きちんと考えていく必要があると思っております。

[事務局] 次回の第4回部会の中で、対象事業の種類・規模というテーマを設けていますので、その中で議論が出来たらということと、配慮書の対象とする事業については、これ以外はやらなくていいという線引きは想定していません。市条例全体を対象として手続きをやっていただくということですので。

[部会長] 条例の対象事業に対しては全部配慮書をお願いするということになると思っております。

[委員] 言葉の定義上ですけれども、ゼロ・オプションとは、全く何もしないという本当のゼロでなくてはいけませんか、それとも、先ほどの駐車場の話ですと、屋上にも地上にもつくらずに既存の民間の駐車場を借りるようになるものは、コストはかかるけれど、その場所での環境影響はないので、これはゼロ・オプションとなるのですか。

[事務局] 今は、全くやらない場合をゼロ・オプションと考えています。屋上につくるか地下にするのか借りるのかというのは、施設の位置や配置の複数案と考えています。

[委員] 要望なのですが、資料1頁の1(2)オで「意見書の作成にあたっては必要に応じて審査会の意見を聴く。」とあるのですが、これは、原則的には審査会の意見を聞いていただきたいです。それから、審査会の議論はオープンになっていますか。

[事務局] なっています。傍聴もできますし、議事録も出ています。

[委員] 資料2頁の4(2)2つ目で「評価は、原則、複数案を対象に」とありまして、この「原則」という意味が良く分からないのですが、文字通り「原則」なのですか。

[事務局] 複数案は、必ず何らかの形では出せると思っておりますので、評価が複数案を対象にしないということは考えていません。これは国の中環審の答申の文言をそのまま参考にしていて、「原則」という言葉が入っています。

[部会長] 今まで色々ご意見いただきましたので、それを踏まえてやっていただければと思います。それでは、資料の続きの説明をお願いします。

[事務局] (資料に基づいて説明)

[部会長] ありがとうございます。この点につきまして、いかがでしょうか。

[委員] 先ほどの議論でも、事業計画の決定自体は、環境影響と経済性などを総合的に考慮して別途決定されて、複数案からひとつの事業計画に特定されたものが方法書に示されるということでしたが、方法書の中に、複数案から一つに絞り込んだ理由説明とともに、事業計画説明というようなものは必要ないのでしょうか。環境影響その他どういうことを考慮して最終的にこのようにしたというプロセスをどこかで見せないといけないのではないかなと思ったのですが。

[事務局] これについては、図書の中での記載すべき位置の議論はあるかと思いますが、対象事業の名称、目的及び内容のところで説明がされると思います。配慮書の中での検討と経済性などを踏まえて検討した結果は、方法書に記載されると考えています。

[部会長] 道路などは都市計画決定がされますが、それはこのアセスメントの手順のどこで行われるのですか。

[事務局] 2頁の2番のところで、小さな字で書いてありますけれども、都市計画決定権者が環境影響評価を行うときは別途定めるとあります。都市計画との手続きについては、まだ不明な所がありますので、別途考えなければいけないと思います。

- [委員] 5番は計画段階の手続きフローで、配慮書に関わる事業者と市長と市民のやり取りはこれで見えるのですが、市長、市民からの意見については、最終的に事業者が方法書の中に盛り込むという行為でこれを受け止めるはずだと思いますので、事業者のところを配慮書の周知の下あたりで閉じて、その下に点々か何かで方法書の作成として、事業者が市民と市長からの意見を受け止める先を書いたらどうですか。
- [事務局] ピンクのファイルにカラーのパンフレットが入っています。後ろから3枚目の裏に手続きの流れのフローがありますが、将来的には、今の事前配慮の部分がなくなって、資料にある配慮書ものが付きます。ご意見は承りました。
- [部会長] 意見を反映させて方法書を作るということですね。
- [委員] 表現はおまかせします。
- [委員] 事業者が、市長に提出するまでには相当なことをやらなければならないのですが、提出する際に行政側とやり取りはあるのですか。
- [事務局] 実際のところ、提出に至るまでには色々と打合せというものはあります。
- [委員] 指導みたいな形で話をされるのですか。
- [事務局] 指導ですね。条例の中には書いていません。
- [部会長] それは大きいです。今でも、方法書を受理する前に色々とやり取りはあるのですが、特に複数案をやる時はしっかりと。
- [委員] 前回もお願いしたのですが、縦覧期間と意見提出期間がずれていると、ぎりぎりになってから意見書を出そうとするときにウェブ上の資料が消えてしまっているのので、できれば、同じ期間を設定していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。
- [事務局] 縦覧期間30日、意見提出期間45日と考えていたのは、ご覧いただくタイミングが例えば、25日目であって意見提出が30日だった場合に、あと5日でまとめなければならないので、意見整理の時間に少し余裕を持たせて45日と設定しています。電子縦覧については、縦覧期間の区切りはありますが、いつでも見られるような対応を考えています。
- [事務局] 補足しますと、現行の条例では、事業者の周知や説明会の開催について、縦覧期間内に行うように定めています。縦覧期間と意見募集の期間を一緒にしておくと、例えば、事業者が最終日の1日前に説明会を設定した時に、意見が書けなくなってしまうということがありますので、事業者の周知期間でもある縦覧期間を短めに設定して、意見を出す期間をプラス15日間という仕組みにしています。住民が意見を書く期間を確保するという意味で、差をつけているという考え方です。周知期間というものを別に定めれば、他のやり方もあると思いますけれども、現行の条例はそういう組み立て方をさせていただいています。
- [委員] 説明会について、努力義務でないといけないのではないかという説明があったのですが、これはどうしてですか。義務付けはできないのですか。
- [事務局] 方法書段階の説明会については義務化を考えていますが、配慮書についての説明会の開催については、法律でも踏み込んで書いていませんし、手続きの中で義務付けるのはなかなか難しいと思います。例えば、A、B、Cの土地の複数案が出た時に、3か所で説明会を行うことになり、事業者の負担が大きくなり過ぎるということもあります。説明会は周知の方法としては有効だと思いますが、義務ではなく努力ということにしたいと思っています。
- [委員] 正規の手続きの一環になりますから、候補地が3か所あるから3か所でやらなくてはならないということではなくて、名古屋市内の事業ですので集まりやすい場所でやればいいですし、公表されている資料だけではわからず、質問したい場合があるかと思いますが、説明会は義務とした方がいいと思います。
- [部会長] 今は、方法書ではやっていなくて、準備書は義務ですか。
- [事務局] 改正法では、方法書についての説明会は義務です。
- [委員] 改正法でそれならば、配慮書でも説明会をやればいいと思います。
- [事務局] 方法書の説明会については、国でそうになりましたので、条例でも義務化の方向で前回の部会で説明をしました。配慮書については、国や他の自治体の動向を勘案しなければいけませんが、今の段階では完全な義務化は難しいと思います。
- [委員] 国と一緒にする必要はなくて、市は市で考えればいいと思います。

[委員] 国と一緒にする必要はないと思いますが、これまでになかった配慮書という段階で市民の意見や市長の意見を聴くというプロセスが入った訳ですから、そういった意味でいえば、これまでよりも進んだ環境アセスの手続きになります。説明会については、方法書段階のある程度まとまった段階であればいいのではないですか。ここまでやらなくても、配慮書手続きを作って意見を聴くことで、かなり進んだ形になるとは思いますけれども。

[部会長] 私はやってもいいと思いますが。

[委員] 説明会をしなければ意見が言えないということではなく、意見を聴く場はあります。方法書と準備書で、ある程度地域に関わる話が固まった段階で説明はしていくので、配慮書でやるに越したことはないですけど、義務にするかどうか。

[委員] 配慮書の時点で説明会をした方が、事業者、市民双方の環境意識は高まる気がしますし、方法書への影響も相当出るような気がします。負担がかかることは確かですが、なるべくやるという形が望ましいと思います。

[委員] 日本型 SEA を名古屋市も入れるということですし、手続きの一番入口の段階ですから、パブリックインボルブメントということも言われますけれども、地域住民や環境に関心のある方たちの意見を聴きながら、手続きを進めるという趣旨でも、説明会、対面型の場があった方が、その後の住民参加が活発になる可能性があるので、望ましいと思います。

[委員] ゼロ・オプションを示して、説明会をやることが理想だと思います。

[部会長] この委員会として、今日のところは、義務付ける方向で検討をお願いしたいと思います。

[事務局] 環境影響評価条例の対象事業を行う事業者は、努力規定とはいえ、基本的にやっていただけの事業者が多いと思います。これを本当に義務化していいかということについては、先ほどからありましたけれども、方法書、準備書の説明会や名古屋市には公聴会の手続きもありますので、負担が増えてきます。環境を良くしていく事を考えながら、出来るだけ小さい負担でやっていくことも考えていかないとはいけませんので、ご意見は良くわかりましたけれども、考えさせていただきたいということですのでよろしいでしょうか。

[委員] アセスメントはもともと、これは原科先生の持論だと思うのですが、何らかの事業をやる場合に資料を市民に提供して最終的な意思決定に結び付けていくもので、できるだけ、市民の意見が事業計画に反映しやすいようなことをやらないといけません。そのための法制度の改正だと思いますし、法律には書いていないのですが、説明会を開催することが、法の趣旨に積極的に資する方向に行くと思います。仕組みですので、曖昧よりも、きちんとさせた方がいいですし、それが市としてのアピールになるとは思います。

[事務局] 制度の趣旨は十分理解しています。

[部会長] 事業者の啓発にも役立つと思います。次回までに検討していただいて、無理ということであればそれで仕方ないと思います。

よろしいでしょうか。議論は出尽くしていると思います。あと、この場でまとめなくてはならないことは、配慮書で調査、予測、評価するときには、基本的には既存資料で必要に応じて現地調査ということで、少し準備書の予測とは違うということですけども、この点については意見が出ませんでしたので、了承していただいたということです。

それでは事務局から連絡をお願いします。

[事務局] (事務連絡)

[部会長] それでは、本日の部会は終了します。ありがとうございました。